

基安安発 1005 第 1 号
令和 2 年 10 月 5 日

東京労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

労働安全衛生規則第 570 条及び第 571 条における
くさび緊結式足場の取扱いについて（回答）

令和 2 年 4 月 1 日付け東労基発 0401 第 1 号「労働安全衛生規則第 570 条及び第 571 条におけるくさび緊結式足場の取扱いについて（照会）」により照会のあった件については、下記のとおり回答する。

なお、本内容は本省監督課と協議済みであることを申し添える。

記

くさび緊結式足場（※1）は、鋼管足場の区分上、「単管足場」に分類され、照会のあった労働安全衛生規則第 570 条第 1 項第 5 号イ及び同則第 571 条第 1 号から第 4 号（※2）までの規定が適用される。

※1 単管足場に相当する部材として、建地に緊結部付支柱、布に床付き布わく及び緊結部付布材等、緊結金具にくさびによる緊結部を使用するもの。

※2 単管足場用鋼管規格（日本工業規格 A 8951（鋼管足場）に定める単管足場用鋼管の規格）に適合する鋼管を用いて構成されるくさび緊結式足場については、労働安全衛生規則第 571 条が適用されるが、単管足場用鋼管規格以外の鋼管を用いて構成されるくさび緊結式足場については、労働安全衛生規則第 572 条が適用される。